

令和6年度 第1回鳥取県廃棄物審議会

日 時 令和6年4月14日（日）

13:00～15:03

場 所 鳥取県庁講堂

【傍聴】鳥取県庁講堂（東部会場）

西部総合事務所講堂（西部会場）

○福田課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度鳥取県廃棄物審議会の第1回会議を開会させていただきます。

本日、司会をいたします福田といたします。よろしくお願いいたします。

まず、事務的な確認をさせていただきます。本日は、委員7名中、オンライン1名を含む6名の委員の方に御参加いただいております。鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に係る条例第34条第2項に定める定足数であります過半数を満たしていることを御報告いたします。

開会に先立ちまして、地域社会振興部長、盛田より御挨拶申し上げます。

○盛田部長

皆さん、こんにちは。地域社会振興部長をしております盛田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、公私ともにお忙しいところ、審議会に御参加いただきまして、感謝を申し上げます。本日の議案でございますけども、これは公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの事業計画書に関する変更届について御意見をお伺いしたく、お集まりいただいたところでございます。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例は、いわゆる設置手続条例と言われておりますけども、廃棄物処理法の設置許可申請に先立つ事前調査の手続を定めているところでございます。このたび、その許可申請に向けた詳細設計の実施等により、事業計画を一部変更され、条例に基づく事業計画変更届出書を提出されたところでございます。

本審議会は、条例上の手続等に関し、県が意見を求めた事項について調査、審議、また、御意見をいただくため設置しているものであり、本件は、条例手続の中で既に複数回、

審議会の意見を聞きながら終結まで手続を進めてきたものでございます。このたびの変更届は、条例上は審議会の意見を聴くべきものとはなっていませんが、このような経緯も踏まえ、丁寧な進め方をするため任意的に諮問させていただき、また、県の対応方針案に御意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、施設の安全性等に関する確認審査は、手続が許可申請のステージに入った際に改めて行うこととしており、本日は手続に関する御意見をいただく予定としているところでございます。

また、本日は令和6年4月の委員改選後、初の開催であるため、まずは会長の選任をいただくことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○福田課長補佐

ありがとうございました。

それでは、お配りしております資料の確認をお願いいたします。まず、次第、裏面が出席者名簿となっております。資料1、資料2-1、2-2、資料3-1、3-2、資料4、補足資料、参考資料1、2となっております。また、各委員の皆様には、事業者から提出された変更届の写し全文をあらかじめお送りさせていただいております。傍聴の皆様への配付は控えておりますけれども、変更届の内容は事業者のホームページで公表されておりますので、必要な方はそちらで御確認をお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、先ほど部長の挨拶でもございましたけれども、今年度、委員改選後、初めての審議会ですので、本日御出席いただいている審議会委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、川本委員から時計回りで自己紹介をお願いします。なお、オンラインで出席いただいております委員には、会場参加の委員の後に御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、お願いいたします。

○川本委員

川本克也と申します。2年前まで岡山大学の教員をしておりました。私、大学、また、それ以外の時期は国立環境研究所で研究に携わっておりましたけれども、主に有害化学物質の環境中での挙動ですとか、廃棄物の中間処理技術、特に焼却処理技術、ダイオキシンと、そういったようなところで研究生活を送っておりました。ということで、どうぞよろしく願いいたします。

○武田委員

島根大学の武田と申します。島根大学生物資源科学部の環境共生科学科というところに所属しております。御案内のとおり、水環境ということで参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○湯口委員

税理士をしております湯口でございます。自分の視点で意見が言えたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○浜田委員

鳥取市から参りました浜田と申します。社会保険労務士をしております。本日は、調停という専門分野で参加をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○谷口（麻）委員

鳥取市内で弁護士をしております谷口麻有子と申します。よろしくお願いいたします。

○福田課長補佐

それでは、オンラインで御参加いただいております水谷先生、よろしくお願いいたします。

○水谷委員

大阪公立大学の大学院工学研究科都市系専攻というところで研究しております水谷聡と申します。専門は廃棄物処理と書いてありますが、特にごみの焼却灰の有効利用ですとか、安定化処理等のことを専門にしております。今日はあいにく現地で参加できなくて申し訳ないんですけども、オンラインできちんと参加させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○福田課長補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。本来であれば、条例第34条第1項に基づき、会長が議長を務めることとされておりますけれども、本日は、委員改選後、初の開催のため、まだ会長が選任されておられません。事務局のほうで進行させていただきます。

まず、議題（1）の会長選任についてでございます。条例第33条第1項の規定では、審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとされております。

御推薦等ございませんでしょうか。

水谷先生、よろしくお願いいたします。

○水谷委員

廃棄物問題に関しては、非常に造詣が深い、経験豊富な川本先生にぜひお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福田課長補佐

ただいま川本先生が適任というようなことでの御推薦がございました。御異議ないようでしたら、拍手で承認お願いいたします。

〔拍 手〕

○福田課長補佐

ありがとうございます。それでは、会長は川本委員にお願いしたいと思います。

会議は会長が議長を務めることとされておりますので、今後の進行につきましては、川本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川本会長

それでは、選任いただきましたので、以後、議事を進行させていただきます。座って失礼いたします。

議事に入ります前に、本審議会は公開規程により原則公開とされておりますが、審議する案件により、公開の是非をその都度諮ることとなっております。

本日の公開の可否について、事務局より御説明をお願いいたします。

○福田課長補佐

鳥取県廃棄物審議会公開規程第2条、資料の一番最後につけさせていただいておりますけれども、公開規程第2条に基づきまして、個人情報に係るもの、企業秘密に係るものなど、鳥取県情報公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれている事項について調査審議を行う場合、また、会議を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合には非公開とすることができるとされております。

本日の案件は、これらに該当する事項は含まれていないことを御報告いたします。

○川本会長

ありがとうございました。

事務局より該当事項がないということですので、公開ということによろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開で行います。

では、早速ですが、議事に入りたいと思います。

議題の（２）公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの産業廃棄物管理型最終処分場計画に関する事業計画書の変更届出について、ということになります。

まず、県から当審議会に諮問書が出されていますので、その内容を説明してください。

○盛田部長

まず、諮問書を読み上げさせていただきます。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターから提出された事業計画変更届出書について、条例第 30 条第 1 項第 3 号の規定により貴審議会の意見を求めますということでございます。

裏面に諮問の理由というふうなのが書かれておりますが、これ、後ほど説明させていただきます。主にこれまでの経緯、そして本件事業が住民の方から高い関心を寄せられているものであり、変更届出書に係る条例上の運営について、審議会の意見をお伺いするという内容でございます。

私からは以上でございます。

○川本会長

どうもありがとうございました。

諮問がありました。その理由の中でも経過について触れられておりましたけれども、私も含め、経過を十分に承知しているものでもありません。そこで、まずはこの条例の趣旨及び本事業の手続経過について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

また、今回の諮問事項は変更届についてということでありましたが、変更届に関する条例上のルール及び運用について、事務局から併せて御説明をお願いいたします。

○福田課長補佐

福田です。では、設置手続条例について御説明さしあげます。資料 2-1 を御覧ください。

正式には、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例と称し、平成 18 年 1 月 1 日に施行されております。

この条例の趣旨ですが、廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可などが必要となりますが、過去に住民に十分周知されないまま廃棄物処理施設が設置され、トラブルの原因となることがございました。これを防止するため、廃棄物処理法の設置許可手続、この手続の段階では、技術基準など、

許可基準への適合審査などを行いますが、この法手続に先立ちまして、事前に事業者が関係住民の理解を得ることを目指して、事業計画の概要について周知等を行う手続などを規定したものであり、法の許可手続前の事前の調整手続として条例が制定されているものでございます。

合意形成に向けた手続として、具体的には広告、縦覧、説明会などの事業計画の事前公開、関係住民の意見提出、事業者の見解書の周知、関係市町村長の意見聴取、合意形成判断などが規定されております。また、住民理解が得られないなど、合意形成が不十分な場合は、県が意見調整の機会を提供することとされております。その結果、住民の理解が得られた場合や、一部理解が得られない場合であっても、第三者機関である廃棄物審議会、当審議会でございます、に対応が十分であるかなどの御意見をお伺いし、事業者が十分な対応を行っていると思われる場合は、必要な条例上の手続は終了するものとされております。

それでは、今回の淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続の状況について御説明さしあげます。はぐっていただきまして、2ページ目を御覧ください。

手続の流れを示したものでございますが、右側に緑色で日付を記載させていただいております。平成28年11月30日に事業者から事業計画書及び周知計画書が提出され、説明会や意見書、見解書の提示などを実施、それらの状況を記載した実施状況報告書が平成29年9月19日に提出されました。県は、米子市長及び廃棄物審議会の御意見をお聞きし、6自治会中、2つの自治会及び一部関係住民の理解が十分得られていないとして、平成29年11月24日に事業者に合意不成立として通知をしております。

その後、一部関係住民等、2自治会と営農者等個人10名ですけれども、一部の関係住民等に対し、平成30年から令和元年にかけて意見調整手続が行われました。この間、意見調整会議を9回実施し、廃棄物審議会に報告、御意見等をお伺いしております。

最終的に、廃棄物審議会の御意見をお聞きした上で、事業者の対応は十分であるが、一部関係住民の理解を得ることが困難として意見調整を終結。令和元年5月31日に周知等に係る条例手続は終了しました。その後、事業者は詳細設計等を実施し、事業計画の一部を変更するとして、今回、令和6年1月12日ですけれども、事業計画変更届出書が提出されております。

今回の会議では、この変更届出に対する県の考え方について御意見をいただきたいと考えております。

引き続きまして、事業計画変更の条例上の規定などについて御説明さしあげます。資料2-2を御覧ください。事業計画書を提出後に、その内容に変更が生じた場合、条例第21条の規定により、事業計画変更届出が必要となります。今回の事例のように、一旦計画概要についての条例手続が終了した後、詳細設計などにより、計画熟度の高まりや安全性の補強などにより事業計画が変更される場合においても、変更届出が必要とされております。

変更届出をしたときの手続といたしまして、周知等の手続を要しない変更が条例規則第19条に規定されており、変更内容がこの規則第19条に規定される変更に該当しない場合は、条例に基づく周知等の手続を要することになりますが、該当する場合にあっては、再度の周知等の手続は要しないこととされております。この該当するか否かについては、変更内容が全体的に条例に基づく周知等の手続を要する、再度やり直さないといけないような内容であるのかという視点で条例に即して扱うこととなります。

規則第19条の規定については、下部に示しておりますけれども、もう少し詳しく御説明さしあげます。はぐっていただきまして、2ページ目を御覧ください。

第19条は1号から6号までございますけれども、1号及び2号は、手続中における関係住民や関係法令、地元市町村長などからの意見に基づいて行われる変更となります。また、3号、4号ですけれども、周知手続中に説明会に配布する資料の変更であるとか、周知をさらに図るための変更、そういったようなものが該当いたします。

今回関係してくるのは、主には5号、6号のあたりになってくるかとは思いますが、第5号につきましては、主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする変更とされております。

ここで、主要な設備の変更とは、施設のシステムや設計の考え方が根本から変わってしまうような重要な変更であり、具体的には、廃棄物処理施設の種類や場所の変更、処理能力が10%以上増大するような変更、処理方式や設備の概要が根本的に変わってしまうような変更が該当します。また、生活環境に対する影響を減少させるとは、事業の実施に伴う周辺環境への影響を低減させるために事業者が設定する環境保全目標、これをより厳しくするといったことのほか、構造物の安定性向上や環境影響のリスク低減措置、こういったものを講ずるといったことなどが該当します。これらに該当する変更が第5号に当たります。

次に、第6号でございます。これにつきましては、個別事例に応じ、個別具体的に検

討するということとなります。

なお、規則第19条は、周知手続中において事業計画を変更する場合に、周知等の再手続を要しない変更、これについて規定されておりますけれども、もともとの既存の処理施設を変更する場合にも手続が必要になる場合がございますけれども、そもそも条例に基づく周知等の手続を要しない軽微な変更について、規則第3条、下のほうに掲げさせていただいておりますけれども、これに規定されております。

これらの内容との整合も踏まえ、変更内容が全体として条例に基づく周知等の手続を再度やり直さないといけないような変更内容であるのかという視点で考えることとなります。

以上、簡単ですが、設置手続条例についての説明とさせていただきます。

○川本会長

どうもありがとうございました。

この条例の趣旨と事業の手続経過、また変更届のルール、運用等について御説明をいただきました。今後の議論の前提となる部分でありますけれども、各委員から今の御説明に、内容に対し、御質問等ありましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○谷口（麻）委員

よろしいですか。

○川本会長

谷口委員、どうぞ。

○谷口（麻）委員

資料2-2の裏面の下半分に関する御説明をいただけますか。恐らく、今回問題となっている条例は、新しく廃棄物処分場を造るときに関する条例だと思いますが、この下半分では、既設施設に係る変更のときの条文の読み方を解説いただいておりますので、この既設施設に関する変更と同じように今回の新設施設に関する変更も捉えるという視点で、この下部の御説明をいただいていると思いますので、もう少し敷衍してお願いします。

○福田課長補佐

まず、規則第3条、先ほど委員がおっしゃられたとおり、新たに施設を造るといいですか、既存の施設を廃棄物処理施設として改造して使うというような場合でも、条例の手続の対象となるというようなものでございます。

例えばそのような場合、既にある廃棄物処理施設の能力をアップするというようなこ

とでもって、事業といいますか、施設が変わってくるような場合、条例手続が必要となるのは、例えば処理能力が10%以上増大するというような場合は、新たに設置手続条例による条例がスタートするというようなものでございます。

片や、今回の議論となっております規則第19条のほうのものにつきまして、第5号のところでも書いてございますけれども、(ア)の主要な設備の変更を伴わない変更等でございますけれども、こういったようなものの一つとして、処理能力の変更、10%以上増大するような場合、こういったもの、これが既に周知手続の中で処理能力を、例えば10トンでやっていたというようなところが、新たに今度は100トンとかで10倍以上にするというような、200トンとかでも結構です、10%以上の能力を大きく増大させるというような場合、こういったような場合は、さすがに全く関係ないというようなことではなく、根本的なところが大きく変わってくるような重要な変更ではないかということで、これが規則第3条での軽微な変更、スタートするような能力と、条例第19条において、再度周知の手続が必要になるであろうというような変更、そういったようなものは例えば10%以上であるといったような、その辺の考え方を同じような形で考えていくべきではないかというところでございます。

そのほかにつきましては、環境保全目標を変更する場合であるとかといったようなところが規則第3条のほうでは定めてございますけれども、そういったような場合は周知の手続をスタートしないといけないというようなものがございます。

そういったようなところでは、環境影響を減少させるような目的であるとか、環境影響が増大するというような場合であったら、手続が必要となってくるのではないかというようなことでございます。そういったような点において、スタートとなります規則第3条の軽微な変更と、再度改めて手続が必要とならない19条の規定といったものを整合させて考えていく必要があるということでございます。

○谷口（麻）委員

その規則第3条と規則第19条をパラレルに読んでいるという理解でよろしいですか。

○福田課長補佐

考え方として、同じ考え方を持ってくるべきというところで条例の趣旨と照らしながら考えているというところでございます。

○川本会長

よろしいでしょうか。

ほかにかがでしよう。

特にないようですので、それでは、この資料 2-1、2-2 の範囲につきましては御理解いただけたということで、先に進めたいと思います。

それでは、続きまして、資料 3 のほうに入っておりますね、今回の変更届の具体的な変更点等について、資料 3 のシリーズを使って御説明いただきたいと思います。

○田代係長

それでは、今回の変更点について説明をさせていただきます。

まず、当初の事業計画、平成 28 年 1 1 月の当初の事業計画と令和 6 年 1 月の変更の事業計画についてということなんですけども、まず資料 3-1 のほうで事業計画の概要、それから全体像を説明させていただきまして、資料 3-2 で当初事業計画からの変更点について説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料 3-1 のほうを御覧ください。この資料は、実は事業者さんのホームページで公表されているものでして、この 3 月に事業者さんが任意で実施された関係住民への説明会、この説明会で使用された資料を一部抜粋しておるものです。変更後の事業概要についてコンパクトにまとめられていると思いますので、まずはこの資料で計画の概要について説明させていただきたいと思います。

左上のほうは、表紙になるんですけども、まずこちらを御覧いただきますと、航空写真が添付されています。この中の赤枠で示している部分、こちらが今回の処分場の計画地域となっております。写真で周囲の状況を確認はいただけるとは思いますけども、周囲は田んぼが広がっていて、一部養鶏業者等の事業者があると。ちょっとこの写真では分かりにくいんですけども、計画地の両側は台地状の地形になっておりまして、計画地の中は谷ということで、台地と台地に挟まれた谷部を処分場として埋め立てるという計画をなされているところです。

下側のほうに行ってくださいまして、事業計画の概要ということなんですけども、今回この事業を計画している事業主体は(2)に書かれておりますけども、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターということになっております。

それから、事業計画のあらましということで、右側の(4)のほうに記載されています。先ほど航空写真で見ていただきましたけども、住所としては、鳥取県の西部地域、米子市淀江町というところに位置しております。変更後の計画諸元が右側の(4)の下のほうに書かれております。簡単に概要だけ申し上げますと、施設の種類としては産業廃棄物管理

型最終処分場、それから、埋立面積は約2万2,000m²、埋立容量は約25万m³とされており。また、計画期間としては、Ⅰ期の埋立期間が約10年間、Ⅱ期の埋立期間が約27年間、それから維持管理期間、これは埋立てが完了した後に処理水等の維持管理をする期間ということですが、それが約10年間ということで、計47年間の計画ということになっております。下から2つ目の遮水構造ということですが、遮水シートやベントナイト混合土というものをを用いた多重構造をされているということで、これは後ほどまた概要を説明させていただきます。それから、廃棄物に触れた汚水の浄化処理が終わるまで施設外に漏らさないよう、一時的に貯留するものがこの浸出水処理施設の能力ということになるんですけども、調整槽の規模というのが7,480m³以上、それから1日当たりの処理量というのが70m³以上ということになっております。

2ページ目に行ってくださいまして、まず、上のほうの図を御覧ください。こちらでは、管理型最終処分場の仕組みを簡単に説明させていただきます。下側に実際の処分場の写真をつけておりますので、そちらとも見比べながら聞いていただくと、よりイメージしやすいのかなということで、見ていただければと思います。まず、管理型処分場の施設としては、廃棄物を埋め立てる場所である埋立地、これが上側の左の図でいえば、下側のオレンジの破線で囲ってある区域、こちらが埋立地ということになります。この図は左側がⅠ期で右側がⅡ期の計画になっているんですけども、右側ですと、上側のオレンジの破線の区域、こちらが埋立地ということになります。それから、先ほど、雨などで降ったものがこの埋立地に入ってくると雨で洗われて廃棄物によって汚れるという、この水のことを浸出水というふうに呼ぶんですけども、その浸出水を集めて浄化する水処理施設、処理して下流にきれいな状態にして流すという施設が左上のほうですね。こちらのほうに水処理施設というものを計画されております。また、処分場の関連施設として計量棟という、廃棄物の量、重さを計る計量棟や、搬入路といって運搬車両が場内に入って行くような経路、このような関連附帯施設、こういうものを一体として最終処分場というものは構成をされております。

1ページ目の事業のあらましのほうでもあったんですけども、今回、Ⅰ期、Ⅱ期ということと維持管理期間というものがありまして、段階的に埋立てを行っていくという計画とされております。まず、左側の図の手前の破線、先ほど説明させていただきましたけども、こちらがⅠ期区間ということになっております。右下の図の上側の破線、こちらがⅡ期ということになっておりまして、右上のほうに断面図、横から見たような状況という

ものもつけさせていただいているんですけども、右側半分、肌色のような色をしている部分がⅠ期区間、左側の緑色で着色した範囲がⅡ期区間ということになっております。

まず、施工手順としては、Ⅰ期の区画の造成、それから埋立てを行って、Ⅰ期の埋立てが満杯になる前からⅡ期のほうの造成を行いまして、Ⅰ期が埋立完了した際に、Ⅱ期の埋立てを順々に行っていくという計画とされております。

さらに埋立地内の施設ということで、上のほうの図では分かりにくいんですけども、写真と照らしながら見ていただくといいかなと考えておりますけども、遮水シート、保護マット等から成る遮水構造、これは浸出水が漏れ出すことを防止するために埋立地の外周や底面に設ける、水漏れを防止するようなシートとかそういうものが一体となった施設なんですけども、図中で、上の図で見ると、緑色の濃い色の部分ですね、それから埋立地の底面部分、こちらのほうにはそういう遮水構造を設けるということになっております。下側の写真で見ると、底面部については損傷防止のために保護土が、土ですね、遮水シートを傷つけないために50センチ程度の土を既に埋めてしまっていますので、遮水シート自体見えなくなってしまっていますけども、外周の緑色の部分、こちらが遮水シートが張られている状況ということになります。

次に、埋立地の中に、先ほどから雨が降ったら水を集めて処理するという話をさせていただいていますけども、埋立地内の降った雨を集めるために、下の写真で見ていただくと、石で囲ったものが処分場の底面に並んでいると思うんですけども、右上のほうに施工中の写真がありまして、この保護するための石で囲われた中に、浸出水の集排水管、汚れた水を集める管が設置されています。

さらに、廃棄物の外部への流出を防ぐために土堰堤ですね、廃棄物を持っていったときに、それが崩れて流れ出してしまわないように設ける土堰堤というものを設けておられまして、右上のほうの断面図で見ると、Ⅰ期とⅡ期の間に白い、土堰堤という引き出し線を書かせていますけども、白いものがあると思います。これがⅠ期のほうからⅡ期のほうに廃棄物が流れ出さないように抑えているための土堰堤、堤防のようなものですね、そういうものが設置されております。そのほかにも図面のほうには描かせていただいたり、写真のほうにもあるんですけども、通気管といって、廃棄物のガスを逃がしたり、または酸素を中に取り入れて廃棄物の安定化を図るということを目的とした通気管であったり、上のほうの図面の真ん中、左のほうのⅠ期のところの真ん中に集水ピットというのがあると思うんですけども、こちらは浸出水の集排水管で、このピットの中に一時的にため込

んで、そこから水処理施設、左上の処理する施設のほうに送るための一時的なため場というようなものも計画をされております。

水処理施設の目的としましては、先ほども申し上げましたとおり、埋立地内に降った雨には、埋め立てた廃棄物の成分が溶け込んでしまいます。底面やのり面に設置した浸出水の排水管、先ほどの石で囲われたものですね、そちらで回収して、真ん中のこの集水ピットというところに集めた上で、この左の図面でいいますと、赤い破線が水処理施設のほうに向かって矢印が書いてあると思うんですけども、赤い破線のようにポンプで水処理施設のほうに送って、日々70m³の浄化をしながら放流をしていくということになっております。

進入路に関してなんですけども、右側のところに県道がございまして、そこから白い矢印で引いてあるんですけども、場内のほうに入って行って、計量棟で受付検査、廃棄物の中身が、実際に搬入すると申請されていたものと同じものかどうかというチェックや、重さの管理、重量のチェックをします。そこでチェックを受けた上で、この真ん中のところに白い矢印がまたあると思うんですけども、その矢印に沿って、埋立地のほうに搬入をするという経路となっております。

続いて、3ページ目のほうを御覧ください。ここでは、管理型処分場の中でも特に大切な機能を持っている浸出水の漏えい防止について整理をされているところです。浸出水漏えい対策として、万一のリスク、これを回避するために複数の対策を施すということで、今回多重の安全対策が計画をされております。先ほど説明で、浸出水が漏れ出すことを防止するために、遮水シート、保護マット等から成る遮水構造を設けると説明させていただいたところなんですけども、具体的には、左上のところの図を御覧いただければと思いますけども、これが具体的な構造を示しているものになります。

この遮水構造については国のほうの基準がありまして、遮水シートという合成樹脂のシートを二重に設置する、これが国の基準となっております。今回センターの計画では、水に触れるリスクが高い底面部ですね、上から降ってきた雨は下のほうにたまっていきますので、水につかるリスクの高い底面部の遮水層には二重の遮水シートに加えて、こちら真ん中のほうにちょっとねずみ色のベントナイト混合土というものがあるのが御覧いただけるかと思うんですけども、これを追加して設置をされる予定とされております。下側の写真が実際の遮水シートの構造です。こういう材料を重ねていきながら遮水構造をつくっていくということで、重要となる遮水シートというのは、この写真で見ると黒いやつです

ね、上層遮水シート、下層遮水シートという、2つ黒いものがあると思うんですけども、これが実際の遮水シートになっています。その遮水シートが損傷しないために保護マットという、この間の白いものですね、一番底にもありますけども、白いもの、こういう保護マットを入れてみたり、表面には保護土によって破損のリスクを防ぐというような構造となっております。

実際には、上のほうをもう一回見ていただくと、この遮水構造だけではなくて、浸出水の確実な集排水、それからモニタリングの実施ということで、複数の対策を組み合わせることによって、浸出水の漏えい防止を計画されているところです。

次の4ページ目のほうに移っていただきまして、こちらでは、管理型処分場のもう一つの大切な機能、水処理の方法、システムについて整理をされています。水処理システムのイメージとしては、右上のほうの下、水処理システムのイメージという図が描いてあると思うんですけども、まず埋立地から生じる浸出水を集めて、水処理施設のほうにポンプで送る。その水処理施設の中で適切な処理工程を経て浸出水の浄化を図り、その後下流の河川等へ放流するというのが基本的な水処理システムの流れとなります。

その中の水処理の中で特にポイントとなりますのが、大雨などがあつたとき、処理が追いつかない、そのまま流してしまうというようなことになると下流へ影響を与えてしまうことになってまいりますので、埋立地内に降った雨を適切に処理できるか、ここがポイントとなります。今回の計画では、過去の雨量データ、そちらを踏まえた施設規模、実際のため込む調整槽、それから浸出水の集排水能力、あの石で囲われていた底面部とかで集めるものですね、それから水処理の能力、これらのレベルを検討しながら、過去の雨量データを賄えるような計画を今回はされているというところです。

最後に下の部分になるんですけども、今回の計画で埋め立てる廃棄物の品目や管理方法、これについて整理をされております。(1)、こちらが今回計画で埋め立てる廃棄物の品目一覧ですが、AからDに示されていますとおり、13品目を予定されております。

それから、(2)、(3)、こちらは搬入管理に関する考え方になっておりますので、御覧いただければと思います。

それから(4)、こちらが施設の維持管理、それからモニタリングについてということで、維持を適切にする、それから水質については定期的に検査をして、地下水や下流への影響がないということを確認していくということになっております。

まず、変更点の説明の前に、事業計画の概要に関して、簡単ではありますが説明させ

ていただきましたが、ここまでで何か御質問がありますでしょうか。

○川本会長

どうもありがとうございました。

この後、対比での御説明はあると思いますけれども、ひとまず出来合いの資料ということで、ある意味これが変更後の姿ということかと思いますが、何か御質問などありましたら、お願いいたします。

ちょっと私から、細かいところにわたって恐縮ですけれども、3の安全・安心な施設の整備①というシートのスライドですけれども、右側にモニタリングの実施ということで、それは2つ書いてあって、電氣的漏えい検知システム、漏れは生じないという設計で造っているはずですが、何があるかは分からない。その漏れが万一発生したときに電氣的に漏えいを検知するシステムというのが今いろいろ開発されていて、それが(1)ですね。

質問は(2)なのですが、地下水質のモニタリングで、この記述を見ると、いわゆる手分析というんですかね、採水をして、サンプリングをして、定期的に水質検査をするという書き方なのですが、ちょっと私この詳細が分かってないんですが、連続的にセンサーで水質を調べることは項目によってはかなり簡単なことです、電気伝導度とかですね。そういうものを連続的にモニターするということはここからは読めないんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○田代係長

今の御質問についてなんですけども、ここで書いてある上流2か所、下流2か所というのはモニタリング用の観測井戸なので、定期的に観測するものだと思うんですけど、集水ピットの中にも地下水の集水しているものがありまして、そちらは連続で観測をするというふうには聞いています。

○川本会長

なるほど、分かりました。じゃあ、ここに書いてあるのは、あくまでも観測井戸ということで、ある意味水としてきれいな水だと思うんですが、ちょっと短絡的に私が理解しちゃったんですけれども、出てくる、浸出水として集まってくる水を検知するシステムの記述はどこかにあるんですか。

○竹永係長

出てくる浸出水を検知するというのは、先ほどピットで連続的に測定をするというこ

との中では、この処分場の遮水工、例えば2ページなどで緑色で示されている遮水構造があるんですけども、この下側に地下水によって遮水工が損傷しないような、集水管が設けられることとなっています。そこで集められた地下水が一旦ピットのほうに流れ込みまして、そのピットでは連続的にEC、pHというものを測定して、確認をしていくというような考えであるということを示されているものでございます。

○川本会長

いや、水処理をするところに入ってきたところでは当然水質チェックするわけですけども、私がちょっと短絡的に思ってしまったのは、そこへ至るまでの埋め立てしている直近のところです、そこで常にpHとか電気伝導度みたいなものをチェックする、そういう仕組みがあるのかなと思ったんですが、そういうものは特段ないわけですね。

○竹永係長

それは、集水された原水をという意味でしょうか。

○川本会長

そういうことです。

○竹永係長

原水のところで連続的な測定までを予定しているかどうかというところは、今の変更届出からはちょっと読み取れないところかと思っています。

○川本会長

なるほど、分かりました。定常的には、多分浸出水の集まってくるところでチェックしていればいい話かなと思うんですけども、ちょっと気になりました。了解しました。ほかにいかがでしょうか。

○浜田委員

1件よろしいでしょうか。

○川本会長

浜田委員、どうぞ。

○浜田委員

今回の諮問と、直接的には関係ないのかもしれないですけど、少し気になりましたので、教えてください。

事業者さんがつくられた資料の5ページ目ですね、搬入廃棄物の管理及び施設維持管理の概要の、このページの左側の上のほうの埋め立てる廃棄物ですね、そのDのところ、

その都度、地元了解を得たもののみという記述がございますけれども、この地元了解を得る手続、方法等は既に地元の方たちと了解事項になっているという理解でよろしいでしょうか。

○田代係長

これに関しては、まだ今は協定等結ばれていないんですけども、事業が具体化したときには、地元等と管理協定、管理に関する協定や、あとは、監視委員会みたいなものを設けるというふうには予定されているようです。その中でこういうことを調整されるのではないかと思います。

○浜田委員

今後、具体的な方法を決めていくということですね。

○田代係長

そうですね、そういう協定や委員会のようなものを設けるということは決まっているんですが、まだ実際に許可になっていない状態、まだ申請も出ていませんので、今後、処分場を設置するに当たって、そういうことを進めていかれる予定とのことですね。

○浜田委員

ありがとうございます。

○川本会長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○武田委員

じゃあ、ちょっといいですか。

○川本会長

どうぞ、武田委員。

○武田委員

スライドの一番最後ところですね、処理水の浄化した水は、定期的に水質検査を実施しますと、定期的にとというのは大体どれぐらいの頻度でやるんですか。

○竹永係長

検査項目にもよるところなんですけれども、一般的な項目とかですと年2回を測定されるように事業計画書の中では示されております。

○川本会長

ありがとうございます。

もう一つ、私から。最後のスライドの埋め立てる廃棄物ですけれども、これは事業が実際に始まるまでは、この品目がどれだけということは普通は分からないわけですね。燃え殻を主体とした昨今の状況を見ていると、やはり日本の場合、焼却が主体になるので、燃え殻が多くなるというのはある意味当然ですけれども、またそのようにもここに書いてはあるんですけれども、ただ、埋め立てるものによって、環境影響というのは大分大きく変わります。燃え殻といっても、いわゆる主灰と、ばいじんといっているのは飛灰を指しているんだらうと思うんですが、そういったものが主になるというのは一体どれくらいなのかというのは、あらあらでももし情報があれば教えていただきたいんですけれども、なければもうそれはやむを得ないことかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○竹永係長

具体的な内訳等々については、現時点ではこの変更届の中で示されてはおりません、我々も具体的な数字は持っておりません。

(※追記：事業計画書変更届⑭-(2)-1に廃棄物別の埋立割合の記述があり、それによれば、燃え殻+ばいじんの合計で66.2%の見込み。)

○川本会長

ありがとうございます。

では、水谷委員から手が挙がっていますので、どうぞ御発言ください。

○水谷委員

ありがとうございます。

私も今映っている、先ほど別の委員からも御質問ありましたけれども、Dの廃棄物の、その都度、地元了解を得たものというところの、その都度というのがちょっと気になりまして、その都度了解を得るというのはどういうイメージなんでしょうか。毎回毎回得るということですか。

○竹永係長

この辺りの地元了解の手法等々は、事業所であるセンターさんが今ちょっとどのように考えておられるのか、具体的などころまでこちらでは承知をしていないところではあるんですけれども、産業廃棄物を処理するために処理したものであるというものが、物によっていろんな性質があるというところで、そういったところを踏まえて調整をされるという趣旨なのかなと思っているところではあります、明確な答えができず、申し訳ありません。

○水谷委員

分かりました。

○川本会長

御質問ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、湯口委員さん。

○湯口委員

すみません、私もちょっとシステムの分からないので、教えてもらっていいですか。

3-1の最後のページで、水処理システムがもちろん肝だと思うんですけど、この雨水は、例えば雨が少ない時期とか、夏は蒸発しちゃうとか、そういったときって、水ってどんな。常に見た目は水が張っている状態なんですか。それとも実際始まったときに、ここをのぞき込んだときって、どうなっているんですか。水がたまっている状態なのか。

○竹永係長

それは埋立地の中のお話ですか。

○湯口委員

実際に処理が始まったときに、くぼんだ中というか。

○竹永係長

基本的には、埋立地の中というのは、雨が降れば速やかに水を集めて水処理の直前の調整槽のほうに水を速やかに送るとというのが基本的なシステムでございまして、通常、最終処分場が現在の基準に従って造られれば、基本的に速やかに集められて、水は出ていっていると、水たまりのような状態で処分場の中にあるという状態ではないということになると思います。

○湯口委員

分かりました、すみません。

水を下に逃したものをこの集水ピットというのに運んで、これは高低差なんですか、それとも何ていうのか、逆流しないのかなとか思って。

○竹永係長

集水ピット、器の中にピットというものが立ち上がっていて、そこからポンプで浸出水調整槽という、大きなプールのところに運び上げるというように現在の計画ではなっています。

○湯口委員

何か地図で見たら、そっちのほうが高側かなと思ったんですけど、高低差でいうと、下には行ってなくて、何ていうの。

○竹永係長

今回の資料の2ページの施設の概要の絵で見ていただいたらと思うんですけど、ピットがあって、水処理施設の地下に浸出水調整槽が設けられることになっているんですけども、一旦道路の高さまで水を持ち上げて、その後、そのプールの中に水を入れるというような水の流れになっています。

○湯口委員

なるほど、分かりました。どうもありがとうございました。以上です。大丈夫です。

○川本会長

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

それでは、またかなりの部分、重複になってきますけども、当初事業からの変更点ということで、資料3-2で御説明を継続していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○田代係長

では、続いて、資料3-2、こちらのほうで当初事業計画の変更点、いろいろあるんですけども、主なものということで説明をさせていただきたいと思います。

主な変更として、事業計画書から事務局のほうでまとめたものですが、ここに示しております①から⑨までの9項目、⑨はその他でいろんなものが含まれていますが、これらが主な変更と見ているところでして、これらの変更理由としましては、この1ページ目の下書いてあるんですけども、指針改正対応、もしくは詳細設計の対応に伴うもの、これらのいずれかに該当するということになります。

まず、指針改正の対応というものですが、平成28年の当初の事業計画、条例手続を実施した際には、その時点での県の指針、最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針という県が定めている計画上の守るべき基準ですね、そちらに適合した施設、構造として設計をされていたんですけども、この県の定めている指針が平成30年に改正をされており、これについて、今回詳細設計、見直しをかけていく中で改正後の指針に適合した計画に変更されており、

それから、もう1点が詳細設計ということですが、平成28年の事業計画、こち

らに反映していた基本計画については、現地測量、地質等の詳細調査、それから各種の設計要素の情報収集ですね、雨量とか、そういうものの反映を踏まえまして、未定だったところの内容の決定を行ったり、これまでの情報では不足していた部分について内容を確定させていった、このような変更を今回なされておられます。

これらの①から⑨の項目、それぞれについて内容を2ページ以降にまとめておりますので、2ページ目からそれぞれの変更点の詳細について説明をさせていただきます。

まず、2ページ目の左側です。こちらは1点目の変更点として、埋立面積、埋立容量の増減というものがございます。この理由としましては、精密な現地測量、それから詳細設計による結果を反映させて、より正確な面積・容量としたということでございまして、具体的には、面積、こちらは当初は2万1,500 m^2 だったものが今回2万2,100 m^2 ということで、僅かにですけども増加をしているというところなんです。埋立容量、こちらについては、当初、もともと25万7,000 m^3 だったものが今回25万2,000 m^3 と、こちらは逆に僅かに減少しているというところなんですけども、これは主には測量ですね。もともとは正確な測量を実施していない状態で設計をされていたということで、今回、現地での測量結果を反映した結果、このような増減が生じたというところなんです。

続きまして、2番目の堰堤ということですけども、こちらについては堰堤の形状、先ほどI期とII期の間に漏れないようにということで、今、左下のほうの図面にもございまして、真ん中に白い堰堤というものがあるんですけども、こちらの形状が変更となっております。これについては、平成30年に県の指針が改正されまして、それに適合するための計画の変更ということでございます。

具体的に申し上げますと、堰堤の天端の幅ですね。断面図、右上のほうに堰堤の断面図というものを描いているんですけども、こういうところの上の部分、この幅が、左側がもともとですね、右側が変更後になるんですけども、もともと天端幅2.0メートルだったものを3メートルに変えていると。同じく左側のこの斜めの部分、前面勾配、堰堤の前側の勾配に該当するんですけども、この前面勾配がもともとは1:2.0だったものが今回は1:2.5ということで、僅かにですけども、こちら緩やかになるように見直しをされています。これは、先ほど申し上げましたとおり、県の指針の考え方が変更となりまして、より安定する堰堤形状にすることが明記されましたので、それに従っているというところなんです。

堰堤形状を変更した場所ですけども、真ん中の処分場断面図というところに記載させ

ていただいておりますとおり、埋立地のⅠ期、Ⅱ期を仕切る間の境界の部分の土堰堤、それから一番大外、外周、埋立の最終段階で外側に漏れていかないように流出を防止するための堰堤、これが今回の変更の対象になっております。

続いて、3ページ目に移っていただきまして、遮水層の変更ということで、左側を御覧ください。先ほど資料3-1の中で、国の基準で遮水シートを二重にして設置するというのがルールになっているということで御説明させていただいたところですが、今回センターの計画では、底面部、水に触れるリスクは、先ほど湯口先生のほうから水がたまるんじゃないかと御指摘もありましたけども、水にもともとさらされる可能性の高い底面部については、ベントナイト混合土という粘土ですね、水を通しにくい粘土の層を遮水材として追加されるということを計画されていたと。これは当初の事業計画の時点からされていたんですけども、もともとこのベントナイト混合土というものは、当初の事業計画段階で底面にだけ設置する予定だったというところなんです。それに対しまして今回は、のり面部の1段目、これも水がたまるリスクが一番高い、一番底のほうの1段目には水がたまる可能性がないとは言えないというところで、1段目については、追加でベントナイトマットという、混合土ではないんですけども、ベントナイトという粘土を含んだマットを追加で設置されまして、遮水層の損傷リスクを低減するということとされています。

これ、なぜ追加されたということなんですけども、平成30年の県の指針の改定の中で、遮水機能の損傷の確率ですね、こちらを低減する方策、これの中の望ましい事例、こういうものをしたほうがいいですよという望ましい事例として、このベントナイト系遮水材の併用というものが追記をされています。これを参考とされまして、今回指針に適應するという形の計画に変更したというものです。

続いて、右側の4番目、こちらが雨水排水路・防災調整池の降雨確率の変更というものになります。もともと30年に一回程度発生する可能性のある雨量、こちらから50年に一回程度発生する可能性のある雨量、これに設計の基準となる雨量を見直しされたというものでございます。これも変更理由としましては、平成30年の県の指針の改正、この中で、関連する各施設との関係性を考慮して設定するとされたということでございまして、下側の図面を見ていただきますと、右側の計画地の埋立地の範囲、こちらについてはもともと降雨確率50年ということで事業者さんのほうが設計されていたんですけども、下流の水路、こちらについては30年ということで、これは別の基準があってそちらを使っておられるということなんですけども、今回、関連するものは整合を図るということで、処

分場の排水路で設定していた降雨確率に、上流も下流も50年ということで統一をされたということでございます。

続きまして、4ページ目になりますけども、左側、こちらが地盤改良の追加ということで、当初の事業計画において、この地盤については施設の安定性の検討精度を上げるために、今後調査を実施する必要があるということで明記をされておりまして、詳細設計に当たって追加の地質調査を実施されました。その結果、今、着色している範囲、こちらのほうに一部粘土層が確認されまして、地盤改良として碎石の置き換え、弱い部分を取って、沈下の可能性のない碎石に置き換える、もしくは、プレロードということで、事前に荷重をかけて事前に沈下させてしまって、処分場に埋立ての廃棄物が入ってもそれ以上沈下をしないようにしようということを追加されまして、安定性の向上を図られているというところです。

4ページのほうには平面的な対策工の範囲を示していますけども、次の5ページ、こちらのほうに断面的な軟弱地盤の層と対策工の範囲を示しています。ちょっと分かりにくいんですけども、右上の凡例に、5つほど着色をした地質があると思うんですけども、これが軟弱層として今回設定されているものです。真ん中の断面を見ていただきますと、赤い線と青い線で処分場の計画の底の高さ、これを示しています。それより下にも、右上の凡例にあるような、ちょっと深い緑色とか水色、紫といったような層がありますので、ここが軟弱層の軟弱地盤に該当しています。その部分については対策を施そうということです。下の断面が対策の実際の内容でして、赤いハッチ、この部分は軟弱な粘土層を撤去して、沈下の可能性のない碎石に置き換えると。ただ、それよりも深いところにもまだ軟弱層が一部残ったりするところがありますので、それについては、あらかじめおもりをかけて沈めてしまおうということで、上のほうに黄色いハッチでプレロード盛土というものがあります。これは沈下させてしまえばそれが戻らないということなので、埋立ての前に沈下をさせ、埋立てをするときには、このプレロードの盛土を撤去した上でそこに廃棄物の埋立てをしていくというものになります。

続いて、4ページにもう一度戻っていただきまして、右側、こちらが6点目の変更点です。先ほどの資料3-1の中でも御説明をさせていただいたんですけども、廃棄物の成分が雨によって溶け込むということで、放流前に浄化処理が必要ということです。今回の計画では、当初から1日に70m³の処理能力、これを持っているという計画の水処理施設を整備される予定ですけども、仮に、この70m³、当然一日でいうと、時間で今50

ミリとか降る時代ですので、 70 m^3 ですともたないということなので、一日に 70 m^3 の処理を行うだけではなくて、これを上回る降雨があったときには一時的にためると。先ほど質問いただいた際にも一部回答はしているところなんですけども、処理ができないような雨水については、この水処理施設の地下に大きなプールですね、地下の中にプールを設けていまして、そこに一時的に浸出水をためていく、これが浸出水の調整槽というものになります。もともと $7,100\text{ m}^3$ という水をためられる能力を予定していたものを、今回は $7,480\text{ m}^3$ 以上ということで、より大きなプールを設けるという計画にされています。これの変更理由としましては、平成28年の当初計画以降に、5年程度追加で降雨量データなどが得られていますし、より多くの浸出水の発生に対応できるよう、そのための対応として、調整槽の容量を大きくさせたというものでございます。

続いて、次の5ページは先ほど断面のほうで説明させていただきましたので、飛ばしていただいて、6ページ目と7ページ目を御覧ください。6ページ目、7ページ目については、これは生活環境影響調査、この結果の変更内容となっております。主な変更点としましては、事業計画の変更に伴って、それに合わせた変更内容の反映、それから、平成28年以降、新たにデータが更新されていますので、その更新を行っておられると。また、これ、チェックしている中で、一部当初の生活環境影響調査の計算内容に誤りがあったということで、これについても併せて修正がなされています。

この生活環境影響調査というものは、御存じだとは思いますが、廃棄物の処理施設の設置が周辺地域に与える影響を調査して、その結果に基づいて、地域の生活環境への配慮した対策を事前に検討した上で計画を立てるために行うものとなっています。

今回なんですけども、地域特性とか事業特性、こういったものを勘案されて、事業者さんが自ら、もしくは関係する規制基準や環境基準、こういうものを勘案されて、水質、大気、騒音、振動、悪臭、地下水、この6項目について環境保全目標を設定されています。この環境保全目標、もともと設定していた目標値というものについては変更事項というものはありません。ただ、変更後の計画に基づいて、処分場の計画ですね、先ほどの天端の幅が変わったとかそういうような設計の変更、これに基づいて周辺地域への影響を再度予測をされていますけども、この中で、一部の項目、環境基準を設定した6項目の中の一部について、数値が当初の生活環境影響調査から変更になっています。

これがそれぞれの中で、ちょっと細かくは申し上げませんが、それぞれの表の中に赤字で示した数値が幾つかあると思うんですけども、例えば水質でいえば、7.4とか

9. 4、これというのは、変更前というのを下に示していますけども、もともとより数値が変わった部分。変更になった部分を赤字で今回示させていただいています。増減、多少あるんですけども、このいずれも事業者さんがもともと設定をしていた環境保全目標、これを満足していますので、目標との整合を図られた。これが当初の生活環境影響調査の分析結果だったんですけども、今回についても目標を満足しているということで、分析結果ということについても変更はないということです。

以上より、環境保全目標の変更を伴わない、目標が変わっていないということと、目標と整合を図れているという分析結果については変更がないということで、環境影響の増大は認められないというふうに判断ができます。

次の7ページ、こちら、ちょっと特出しをしているんですけども、地下水に関するもので、今回の計画については、地元の方がかなり地下水について懸念を示されていたということで、地下水について詳しく説明をさせていただきます。今回、環境影響調査を再度実施するに当たって、周辺地域の地下水状況と、それに伴う地下水の利水、実際に使用される利水に影響を与えないというものをもともと環境保全目標とされていました。今回のアセス書の中でその部分について確認をさせていただいたところ、周辺地域の地下水の状況、それから、それに伴う地下水の利水に影響するかどうかというこの目標については変更はなされていません。予測については、最新の調査結果、県の実施した地下水等調査というものを、この申請の前に、変更届の前にいろいろやっていた結果だとか、事業者さんが独自で追加収集されたデータ、これに基づいて、予測をいろいろと変更なされております。先ほどと同じように、変更点については赤字で追記、見直しをされていますけども、環境保全目標を満足するという、環境保全目標というのは地下水利水に影響を与えないという、この結果については変更ありません。また、地下水についても、今回の事業計画による環境影響の増大は認められないということと言えます。

真ん中の図、これについてちょっと補足の説明をさせていただきますと、Bのところ、右側の四角の中のBに、変更前は、工事により影響する水位差で、地下水がこの工事の影響でどれぐらいの範囲まで影響するかというのを検討されている結果でして、もともとは水位の低下が大きいと見込んでいて、160メートルの影響範囲、これを設定されていたんですけども、今回、より精緻な値に見直した結果、当初見込んでいたよりも水位の低下量が低くなったということで、111メートルまでが地下水への影響の範囲、これ、平面的な位置の広がりということで見直しをされています。このために、ちょっと一部もとも

と影響するかもしれないという範囲にあった井戸が外れてしまっただけではあるんですけども、事業者さんのほうで確認をしたところ、外れることになったという井戸についても影響はないということ、これは環境影響調査書のほうでも確認をできるというところでございます。

それから、8ページ目のほうにレイアウトの変更ということで示させていただいております。主なレイアウト変更としては、ここに上げさせていただいております1番から6番で示しています。左側は当初、右側が変更の計画ですけども、ちょっと説明の都合上、順番を飛ばしますが、まず、4番の場内進入路の配置変更、こちらを説明させていただきます。

この4番の場内進入路の配置変更の一番主な理由としましては、隣接するところに一般廃棄物の最終処分場というものがああります。当初の事業計画のときには、4の数字が書いてある左側のところ見ていただくと、一般廃棄物の処分場の中を通過して産業廃棄物の処分場に入るような、ちょっといびつなルートになっていたということです。右側を見ていただくと、真ん中の境界、一廃と産廃の境界を境に、それぞれ別々のルートを設けて入るということで、単純な形にされた。また、それに関連して、この1、2、3、駐車場の位置とか、計量等の位置、浸出水の送水管、この位置というのが場内施設を効率的な配置に見直したということで、先ほどの4の進入路の配置変更に伴って1から3の変更、これというのが行われているということです。

続いて、5番ですけども、地下水の観測井戸、これの配置変更というものが行われています。ちょっと先ほどの1つ前の7ページのほうに戻っていただいて、左下のほうに地下水の流向を示した図面があります。当初の事業計画のときには、ここまでの緻密な流向を示したものというは示されていなかったんですけども、追加データなどを基に、事業者さんのほうで地下水の流向、右下が上流、左上が下流になりますけども、こういうふうな形で地下水が流れているということを、予測の見直しをされまして、それに基づく地下水観測井戸の配置変更というのがこの8ページに示している5番のところなんです。

地下水というのは谷の真ん中のほうに集まっていくという、高いところから低いところに水は流れていくというのが自明ですので、谷の真ん中付近、今までは処分場を囲うような形で周りに設置していたんですけども、一番集まるというところに変更されている。それから、水処理施設よりも下流にも1本設ける、ちょっとこれ数字を打っていないんですけども、水処理施設の左下のところに地下水観測井戸というのが1つありまして、これ

ももともとは水処理施設よりも上流に設ける予定だったんですけども、万が一、水処理施設から漏水がないかというところを観測するという意味でも、水処理施設の横の井戸についても場所を変えているというようなところでございます。

最後に、6番目なんですけども、I期の埋立地内の埋立方法の変更ということでございます。分かりにくいと思うんですけども、変更前後の図面をちょっと比較していただきまして、左側、こちらの図は、I期区画が完成したときの図面です。II期を埋める前ですね、I期が完成して、II期を埋める前の完成イメージ図なんですけども、もともと当初の計画では、左側の下を見ていただくと、ちょっと星形のような形になっていると思います。6番と書いている数字のすぐ左側です。これに対して、II期のほう、変更後の右側のほうを見ていただくと、フラットな形ということになっています。これも4番の場内進入路の配置とも関連するんですけども、外周の道路の入り口だけではなくて、埋立てに使う道路、それ自体もよりシンプルな配置に変更した結果、埋立ての形状というものも変わったというところでございます。

最後のページになりますけども、9ページ目、その他の変更項目として、遮水シート of 材料の選定、それから、送水ポンプの追加、騒音に対する保全措置の追加、非常電源の設置、消火栓の設置、降水量データの更新、盛土造成のり面の安定検討の断面の追加など、細かいところを見ていくと、こういうようなところについても変更されているということです。詳細の説明は、具体的には割愛させていただこうと思いますけども、こういう安全対策についても、より追加をされたり、安定性の検討についても、より当初の計画よりも断面層を増やして確認をされているというところです。

すみません、ちょっと駆け足で分かりにくかったかと思いますが、当初事業計画からの変更点ということで説明をさせていただきました。以上です。

○川本会長

ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

ちょっと私から1点。3枚目の雨水排水路・防災調整池の関係のところですけども、30年というところから50年延ばしたことで、より確率的に小さいものを条件として入れ込んだということで、考える幅を広げたということになって、それはそれでよろしいと思うんですけども、これちょっと私この分野の専門ではないんですが、こういったものって基本的に過去のデータに基づいて物事を考えていることですよ。ただ、この数年の

状況を見ていると、皆様お気づきのように、過去の実績を上回るような物事が起こりやすい、起こったりもする。線状降水帯で長時間降り続くとか。そういうことを50年、30年というのが拾い上げられるのかどうか、ちょっと私も判断が難しいんですけども、ここでそういうことを厳密に言ってもなかなか難しいですので、一つの考え方として、昨今の温暖化の極端な状況を反映したような気象条件をきちんとやっぱり改めて考えに入れておいていただきたい。というようなことで、一つの附帯意見的なものとして申し上げておきたいなど、具体的にこうしろということではないんですけども、考え方としてそういう方向でこの先進めていただきたいなど、先へ進めるということになりましたら話ですけど。

○田代係長

事業者のほうに御意見は伝えさせていただきます。

○川本会長

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、武田委員。

○武田委員

先ほどの話で、50年確率ということで、スライドの一番最後の9ページのところで、データを追加して、45年分のデータを反映しているということなんで、50分の1のところにも近いという解釈もできるかなと私は思ったんですけども。それと関連して、6ページ目の、変更した後の予測概要ということで、pHとかBODとかSSが色が変わったりとかしていますけども、これも結局、確率年を30年から50年にしたということによって、この数字もちょっと動いたという理解なんではないでしょうか。

○竹永係長

水質の予測の考え方についてだと思んですけども、ここは降雨確率を更新したことによるものではなくて、基本的にはバックデータ、現況の具体的な河川の測定値に今後出てくるであろう水の水質、放流しようとする水のpHであったりSSの濃度を足して平均化したというか、一日何 m^3 流すという量と、今、河川に何 m^3 流れていて、そこの現況のSSが何ぼだという数字、そこから算出をしているものでございまして、これは確率年の更新によるものではなくて、現況データの更新によるものだとということで御理解いただけたらと思います。

○武田委員

分かりました。

○浜田委員

一つよろしいですか。

○川本会長

じゃあ、浜田委員、お願いします。

○浜田委員

すみません、資料3-2の1枚目の生活環境調査のところですね、計算誤りの修正という文言がございます。この計算誤りの修正というのは、当初、進めていた住民の方々への説明の中で、間違った計算に基づいていろいろ説明をされていたということなのでしょうか。その誤っていたものを前提にしていて、そこから今回、修正が入った、これで大きな影響が出るのかどうかを御説明をお願いいたします。

○竹永係長

まず、変更前の事業計画書で計算誤りがあったということですので、その時点では、その数字に基づいて説明が行われてきたということになるかと思えます。ただ、今回、計算誤りがありましたということで、このたびの変更届でこの点が修正になっていますということは明確に示された上で、結果的にはということになるかもしれませんが、いずれも計算を修正したところで分析結果が目標を超えてくるようなこと、整合しないというような状況ではないということは確認されているという状況でございます。

○浜田委員

軽微な修正という認識でよろしいですか。

○竹永係長

そうですね、予測と評価の判断に対しては、結果的に軽微だったということかと思えます。

○川本会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、当初事業計画からの変更点ということで確認をしたと思えます。

では、続きまして、こういった変更点を踏まえまして、諮問事項でありますこの変更届に対する県としての対応案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山本室長

そうしますと、資料4を御覧いただきますようお願いいたします。こちらについては、事務局の山本のほうから御説明申し上げます。

このパートでは、本日、これまで御説明申し上げました変更届出に係る条例上の定めや運用、そして、今回の変更内容、これらに基づきまして、県の考えをまとめてございます。後ほど、委員の皆さんには忌憚のない御意見を伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、資料の冒頭、枠内に県の考えをまとめていますが、その前に、その下の黒い四角以下、こちら、規則第19条5号に該当する変更についてということで御説明申し上げます。この19条5号ですが、記載のとおり、主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする変更というものです。

まず、主要な設備の変更を伴うかどうかという点ですが、こちら、資料2で説明しておりますとおり、施設のシステムや設計を根本から変えてしまうような重要な変更ということでありまして、具体的には、①から③、この点について確認しています。

まず、①ですが、産業廃棄物の最終処分場という施設の種類の種類、こちらには変更ありません。あと、埋立地の場所についても変更はないということです。

続いて、②の処理能力、こちらについては、面積、容量が若干増減しておるということですが、10%以上増大するような変更ではありません。

最後に、③管理型最終処分場という処理の方式、こちらの変更はございません。また、構造や設備の概要、こちらについても、先ほど資料3のほうで説明させていただきましたが、当初計画に沿って詳細設計や県指針の改正対応、これらに伴う変更だということで、計画を根本から覆すような変更に当たるようなものではないということです。

以上のことから、主要な設備の変更は伴わない変更であると考えられます。

続いて、生活環境に対する影響を減少させる変更なのかどうかという点ですが、こちらは、リスク低減や安全面の補強を含んでいます。個別の変更につきまして、こちら資料3のほうで説明させていただいていますが、今回の変更には、施設の安全性の向上や、または、周辺環境に影響を及ぼすようなリスクを低減するための内容が認められます。

さらに言いますと、環境影響が悪化、または増大するような変更もありませんので、今回の変更全体としては環境影響を減少させるものと考えられます。具体的変更は表のとおりですが、安定性を高めることとされた堰堤ですとか、損傷リスクの低減を図るための遮水層、大雨リスクに対応された雨水排水対策や浸出水の調整槽の容量アップ、地盤の安

定性を補強するための下地地盤の改良。この地盤改良ですが、詳細な地質調査と沈下解析、こちらに基づいてなされていて、建設工事のほうでは一般的な工法ということでございます。また、当初計画の中でも今後の調査や改良の可能性についても触れられているということでして、事業者側にとっては、当然対応されるべきことを、今回の変更計画に盛り込まれたものと考えています。加えて、その他のリスク低減等を図る変更として、送水ポンプや非常用電源の追加など、所要の安全面の補強に係るものがございます。

最後に、その他変更としてまとめておりますが、今回、当初の条例手続時点から予定されていた詳細設計を実施された関係で、先ほど述べました影響を減少する変更に伴うような変更、または関連するような変更、そのほか、そもそも環境影響に直結しないレベル、少なくとも影響悪化や増大がない、これらの変更も含まれています。具体には、記載のような詳細測量等による面積、容量の増減、変更計画に基づく生活環境影響調査の更新、場内施設のレイアウト変更、遮水シートの選定、所要の調査や再計算、これらが今回の変更に含まれていますが、今回の変更計画全体といたしましては、環境影響が減少する側の変更であると考えられます。

以上を踏まえまして、県の考えを冒頭枠内に記載しています。読み上げますと、今回の変更内容は、詳細設計等による計画熟度の高まりや安全面の補強などによるものであり、当初計画を根本から変更する内容ではございません。また、全体として、環境影響を減少させる目的の変更と認められます。このことから、条例規則第19条5号に該当するものであり、条例で定める周知等の手続を要する変更には当たらないと考えられるものです。

最後に、付け加えます。添付の補足資料を御覧ください。こちら、欠席委員の谷口朋代委員さんから御意見をいただいております。読み上げます。「今回の変更内容は、県指針の改正に対応されたものや、当初計画の詳細設計等に伴うものであり、個々の変更は改めて条例に沿った周知等手続を行う内容ではないと思われます。」という御意見でございましたので、併せて御紹介させていただきます。

御説明は以上になりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川本会長

ありがとうございました。

ただいまの県の対応案というものは、当審議会から答申を行う必要がある内容となります。委員の皆様からの御意見、御質問をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

○谷口（麻）委員

よろしいですか。

○川本会長

谷口委員、お願いします。

○谷口（麻）委員

今回、当審議会に諮問をいただいた内容というのが、事業者から提出された事業計画の変更について、改めて条例に基づく周知や意見調整の手続をやり直す必要があるかどうか、という点について御質問を受けているものと理解しております。

その点でお伺いしたいのが、平成30年頃から令和元年頃まで、住民との意見調整の手続が繰り返され、結局は住民の理解が得られないとして意見調整の手続は終了していると認識しておりますが、この住民の理解が得られない、合意形成ができなかった理由というか、住民の理解が得られなかった点というのは一体どこにあったんでしょうか。

○竹永係長

当時の資料などを拝見しておりますと、一番大きい声としては立地の問題であるとか、やはり先ほど地下水に関心が高いというお話もありましたけれども、水源の上流に位置するのではないかという懸念などが上げられるかなというふうに思います。

○谷口（麻）委員

例えば、この処分場自体の処理水を浄水をするための仕組みとか、そういう設備の問題ではなく、主としてここに造るかどうかという立地の問題ということですか。

○竹永係長

そういった声が大きかったように見えております。その他、粉じんの問題などの環境影響の問題といったことも各種上げられており、なかなか折り合わなかったというような記録を見ております。

○川本会長

よろしいでしょうか。

水谷委員、お願いします。

○水谷委員

1点、細かいところですけども、おおむねこの第19条5号に該当するという、主要な設備の変更を伴わずというところは全く異論はありませんが、（イ）のほうの生活環境に対する影響を減少させることを目的とする事業計画の変更というところが、先ほどの生活環境影響調査の中で一部間違いがあったという話が少し気になっておりまして、間違

っていたので直したというのは、厳密に言うと、影響を減少させることを目的とするものではないように思うんですけども、この解釈はどのようになっているのでしょうか。

○山本室長

ありがとうございます。

先ほど説明申し上げましたように、計算誤り等はあったということですが、分析の結果は環境保全目標との整合は図られているということで、そのこと自体は環境影響が減少する変更ということではないかとは思いますが、この計算ミスの部分につきましては、生活環境影響調査書そのものがリスク低減とか影響減少を盛り込んだ計画変更に基づいてこのアセスの更新をされていますので、ある意味関連する変更であるとも言えます。

もう1点、その後、この環境影響の（イ）につきましては、変更計画全体として見た場合に、今回の変更内容が影響を減少させる側なのかどうなのか、その点で見ますと、この目標との整合が図られている、影響増大がない、悪影響がないというようなこういう変更も確かに含まれているのですが、全体として見れば、影響減少側の変更届出であっただろうということで19条5号として整理させていただいております。よろしいでしょうか。

○川本会長

よろしいでしょうか。

○水谷委員

あんまり釈然としないですけどね。全体としてというのは全く異論がないですし、結果的に予測値は高くはなっているものの、基準値とかと比べれば全く問題がないというのは、そのとおりだと思うのでいいんですけども。いろいろある中で、一つ、例えばそうではないようなものが含まれていても、全て全体として大丈夫だからという言い方で整理していいのかどうかというのは、私ちょっとよく分からないところというのが正直なところです。6号というところで、もう一つ、ずばり該当しなくても知事の判断でできるというものもありますよね。

○山本室長

そちらのほうもございます。ございますが、この変更計画全体を捉まえたときに、今回の変更がどこに当たるのかということで考えています。今御指摘の点につきましては、今回の変更においては影響が増大する、または悪化するような変更はないと確認しておりますので、全体トータルとしては低減の変更だということで、5号での整理でございます。1つでも影響悪化があるようなものがあれば、それはちょっと5号でというわけにもなら

ないかとは思いますが、そういったようなものは今回認められないということを確認しています。

○水谷委員

分かりました。

○川本会長

ありがとうございます。では、ほかに。

浜田委員、お願いします。

○浜田委員

意見です。今回の変更というのは、必要な変更であったり、また、より安全性を高める変更であって、その変更自体に合理性があるということには全く疑問はないんですけれども、ただ条例への当てはめの問題として考えたときに、全体として5号に全部押し込めると言ったらちょっと言葉がいけないかもしれないんですけど、当てはめの問題としてはちょっと乱暴なところがあるのではないかという危惧があります。

6号に、その他知事が適当と認めるものという包括条項があるんですけども、もちろん包括条項だからといって広く適用するのはやめたほうがいいとは考えていますが、狭く狭く、特に関係住民との紛争を予防し、意見調整を図るという、手段として位置づけられていることから、厳格に考えたほうがいいのかなと。知事が適当と認める要件というのを、この際考える機会にもなるのかなと思ったりしまして。例えば関係法令や条例等の改正に係る指針の変更に対応するためのものというのは、もうこれは知事が必要と認める場合にばちんと該当するのかなと思いますし、あるいは既に行った生活環境調査の結果を無効にするほどの変更でないかという評価できるようなものですか、変更の結果が、例えば主要な設備の変更という、そこの解釈の問題も出てくると思うんですね。主要な、設備の変更なのか、主要な設備の変更なのかという、解釈が入り込んでくる余地、危険性があるようなときに、リスクを取って5号に押し込めるとするのがどうかと思ひまして。例えば主要な設備、堰堤とかの変更を伴うんだけど、その変更の目的が生活環境に対する影響を減少させるものであり、かつ、その目的に合致する結果が得られる蓋然性が高いだろうと思われるようなものは、知事が適当と認めるというところに当てはまるよというふうに、分けて整理したほうがいいのかな。5号に該当するものは5号に。5号にちょっと当てはめ切れないものは6号に。6号を適用する場合はこういうふうに考えるんだよというふうに、整理をしたほうが私には分かりやすいといえますか、一つの意見です。以上です。

○川本会長

ありがとうございます。

○谷口（麻）委員

よろしいですか。

○川本会長

谷口委員からも御意見どうぞ。

○谷口（麻）委員

この変更について、条例に基づく手続をやり直すかどうかはともかくとして、こういう変更になりましたということを住民に説明する場というのは用意されているのでしょうか。

○山本室長

事務局、山本です。いずれにしましても、変更があった場合には、条例の手続云々にかかわらず、県としては、住民への説明とかそういったようなことは丁寧にしてくださいということを事業者さんには申し上げるべきだと考えています。

○川本会長

ありがとうございます。

○山本室長

ただいまの意見で、その当てはめの話だったかと思います。これから御審議いただいてということでしょうが、今回の変更が、条例の再手続が必要なのかどうかというようなことをまず御審議いただければありがたいというのが一つございます。当てはめ云々につきましても、条例を所管しています県として、御意見を踏まえてどうさせていただくかを県のほうで考えさせていただきたいとは思いますが、大きなところの方向性、そちらについてこの審議会として御意見を頂戴いただければありがたいなと思ってございます。

○川本会長

これまで委員から出された意見としては、今の当てはめに関する御意見が出てきたと思っておりますが、方向性として、条例に基づく再手続が必要であるかどうかということに関しては、そうであるという御意見は、今のところ特段出ていないかなというふうには私としては理解しておりますが、いかがでしょうか。

浜田委員、どうぞ。

○浜田委員

この手続が必要という意見はありません。19条に当てはまるんだらうなというのはざっくりと感じておりますけれども、あとは、どれに該当するから住民の意見聴取の場は必要ないんだというところだけです。

○川本会長

ありがとうございます。ほかに、特に御意見がありますでしょうか。

資料4の大きく上で枠囲いのあるこの5行の文面というのが若干変わるかなとは思いますが、方向性としては、条例に基づく再手続は不要とする県の考え方としては、審議会ということからは妥当という、そういう考えにまとめてよろしいでしょうか。

(「私は異議がないです」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そういうことで進めていっていただきたいというふうに思います。この内容を本審議会の答申として県にお返しをしたいと思います。

それでは、本日予定しておりました議事は以上となりますが、幾つかの意見が出たというふうに認識しております。本日の会議では、県から諮問のあったことについて、この審議会として一定の結論を得ることができたと思います。審議会としては、県に答申書をお返しする必要がありますけれども、先ほど得た結論をベースとしながら、答申に含めるべき意見についてこの場でまとめたいと思いますが、皆様、御賛同いただけますでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

また、答申書の作成につきましては、まず、会長である私と事務局で本日の議論を踏まえた案を作成いたしまして、各委員に御確認をいただいた上で、最終的な施行については私に一任いただくという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。(「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、皆様から答申書に含めるべき御意見について御提案をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう既に意見としては出たということかもしれませんが、

谷口委員、お願いします。

○谷口(麻)委員

先ほど規則19条第6号の一般条項に該当し得るのではないかというような委員からの御意見もいただきましたけれども、私自身は5号ということで問題ないのではないかと

感じております。先ほど5号該当性のところで若干問題になったのが計算ミスのところでございましたけれども、環境アセスメント自体が生活環境に対する影響を減少させることを目的としておりますので、環境アセスメントの計算の結果に誤りが見つかったとしても、それが計画自体の見直しを求められるようなものでない限りは、計算ミスを修正ということで、これが生活環境に対する影響を減少させることを目的とする変更ということ自体は変わらないんじゃないかなと思っております。以上です。

○川本会長

ありがとうございます。

何か今の谷口委員の意見に関していかがでしょうか。

○浜田委員

ちょっといいですか。

○川本会長

浜田委員、お願いします。

○浜田委員

谷口委員の意見に反対するというものでもないんですけども、先ほど申し上げた、私の、あまり正確ではないかもしれない感じ、どっかから突っ込まれる余地がありそうだなという感じを何か潰しておきたいなという気持ちがどっかにありまして、例えば仮に第6号に該当するとしてもこうこうというような添え書きをしたいなという気持ちがあります。全く個人的な意見です。

○川本会長

ありがとうございます。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

湯口委員、お願いします。

○湯口委員

すみません、私も結局手続は要しないというところに賛成です。

例えば資料3-2でいただいた全体の変更点のうち、主なものを書いていただいているんですけど、例えばこうやって見た感じだと、数字とかってすごい便利だなと思っていて、10%の増減とか、感覚とか雰囲気はどうかなって悩んでもやもやするときも、そういう数字が出ていると、すごく、腑に落ちた感じというか、納得感がすごい強いなと思う。さっき谷口さんが言われたように、これは変更になるのか、変更にならないかとか、そう

いう整理して数値化するとか、言葉で整理するだけですのでいい伝えやすさって変わってくると思うので、そういう工夫、数字で出してみるとか、これはまず計算誤りだったから変更には当たらないよとか、今できる工夫とかって結構あるんじゃないかなと思っていて、そういうことがすごい文字に表れると、私みたいな素人でも分かりやすいなと思った次第です。以上です。

○川本会長

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

ちょっと計算誤りということが、今、この場でどれだけのものかは分からない点があると思いますので、ちょっとその辺を軸に議論をしてもあまり進展はないかと思いません。

いかがでしょうか。

いずれにしても、その枠囲いの最後の2行で、この辺り、このままの書き方にするのか、何らかの付け足しというものを加えるのかといったところぐらいかなと私は思います。ということで、この辺りのことは私と事務局にお任せいただくことで御了解いただきまして、大きな方針については御同意を得ているものというふうに考えております。

それでは、ここまでに出てまいりました意見を踏まえて答申書の案を作成させていただきます。別途、本日御欠席の委員からも答申案に含めるべき御意見を個別に求めることとしたいというふうに思いますので、御承知おきお願いいたします。

議事は以上となりますけれども、その他、委員の皆様、何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、ないようですので、最後に、私から。今回の審議で、審議会としては再手続は不要という県の対応について妥当と結論づけましたが、事業者が自らの責任で十分な周知を行うことの重要性は言うまでもないと思います。県のほうからは、事業者に対しては、条例に基づくものではないとしても、周知には十分努めるよう御指導いただければと思います。また、この種の問題、例えば、たまたま香川県、豊島の産業廃棄物の大きな不法投棄のことなどを思い出しておりましたけれども、透明性をもって臨むということが非常に重要なことだというふうに感じています。

また、今後、事業者から県にこの事業計画を基にした許可申請が提出される予定だと思われましても、この許可申請におきましては、県のほうで改めて法の許可基準に適

合する計画であるか厳正に審査いただくようお願いいたしまして、私の務めを終えさせていただきます。

では、マイクをお返しします。

○福田課長補佐

川本会長様、ありがとうございました。

それでは、最後に、地域社会振興部長、盛田が御挨拶申し上げます。

○盛田部長

委員の皆様には御多忙な中、長時間にわたり熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。今回の変更届について御報告をさせていただき、また、対応方針についても審議会の意見を伺うことができたものというふうに考えております。今後、本事業が許可審査のステージに進んだ際には、先ほど会長からもいただいたとおり、計画の内容が法の基準に適合するものであるかどうか、許可の審査において、基準への適合を厳格に審査していくことになるというふうに考えているところでございます。

本日、審議会からいただいた意見については事業者にお伝えするとともに、条例に基づく手続の要否にかかわらず、事業者の責任においてしっかりと変更内容の周知に努めていくよう、併せて伝えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○福田課長補佐

それでは、これで鳥取県廃棄物審議会の第1回を閉会とさせていただきます。